

山梨県指定構造計算適合性判定機関指定要綱

(平成19年4月23日制定)

(平成24年4月19日全改)

(平成27年5月14日全改)

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、山梨県知事（以下「知事」という。）が行う指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）の指定に係る要件その他必要な事項は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日付け国住指第4540号。以下「指定準則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、令、施行規則、機関省令及び指定準則において使用する用語の例による。

(指定要件)

第3条 機関の指定を希望する者（指定の更新を希望する者を含む。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

- 一 法、令、施行規則、機関省令及び指定準則に定める規定に適合していること。
- 二 法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」という。）が必要な全ての建築物の判定の業務を対象とすること。
- 三 山梨県全域を業務区域とすること。
- 四 判定の業務を行う事務所は、山梨県内に置くこと。
- 五 指定準則第7による監視委員会を設けること。

(指定申請)

第4条 機関の指定の申請は随時行うことができる。

- 2 指定の更新に係る申請は、指定の有効期間満了の日の60日前から30日前までの間にこれを行うこと。
- 3 申請書類は、山梨県県土整備部建築住宅課に直接持参し、提出すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。